

事務連絡
令和2年8月24日

都道府県
各保健所設置市 母子保健主管部（局）御中
特別区

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産前産後期間に係る国民年金保険料の免除の周知について（協力依頼）

母子保健行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省年金局事業管理課長より、産前産後期間に係る国民年金保険料の免除（以下、「産前産後免除」という。）の利用を促進する目的から、別添のとおり事務連絡が発出されました。

つきましては、市区町村の担当部署においては、市区町村窓口にて今後は別添のリーフレットをご活用いただくようご協力をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村（保健所設置市・特別区を除く）及び医療機関等関係機関への周知につきご配慮いただきますようお願いいたします。

記

別添1：「国民年金第1号被保険者の産前産後期間に係る保険料免除制度の周知について」

別添2：「産前産後期に係る国民年金保険料の免除に関するチラシ」

参考：「産前産後期に係る国民年金保険料の免除の周知について（協力依頼）」
（平成30年11月8日母子保健課発出）

事務連絡
令和 2 年 8 月 24 日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間に係る保険料免除制度の周知について

国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除（以下「産前産後免除」という。）について、今般、日本年金機構が産前産後免除制度の利用を促進する目的から、当該制度周知用のリーフレットを別添のとおり新たに作成したため、今後は別添のリーフレットをご使用いただくよう、貴管内市区町村に対し周知願います。

なお、子ども家庭局母子保健課より各都道府県、保健所設置市及び特別区母子保健主管部宛てに同様の事務連絡を発出予定であることを申し添えます。

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ

現在、保険料免除制度を利用されている方も手続きしてください！

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者[※]が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。早めの届出をお勧めします。

※ 20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人



免除制度の内容

国民年金の保険料免除の仕組み

	保険料負担	年金受給額	
国民年金納付者 [※] ※ 現在まで全額納付の方	納付	国庫負担分	保険料分
現在の免除制度 (全額免除の場合)	免除	国庫負担分	なし
産前産後期間の免除制度	免除	国庫負担分	保険料分

産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

国民年金の保険料免除は全額免除の場合、将来の給付額は全額納付時と比べ2分の1となります。

産前産後期間は付加保険料が納付できます。

産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付(返金)されます。

届出しないと免除になりません

出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。(裏面参照)

平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。

届出先は、お住いの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。郵送でも手続きできます。

保険料納付が免除される期間

出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

* 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

免除対象期間 [色の付いた部分が免除期間]

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定日 [※]	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

※届出が出産後の場合「出産日」

よくあるご質問

Q1 出産後の届出はできますか？

A1 出産後でも届出ができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3か月前から翌々月までの6か月間となります。

Q2 平成31年3月に出産しました。何月分の保険料から免除が適用されますか？

A2 制度の施行が平成31年4月からですので、3月に出産した場合は、4月分と5月分の保険料が免除の適用となります。

Q3 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときどのような期間として扱われますか？

A3 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q4 産前産後期間も将来の年金受取額を増やすために付加保険料を納付したいのですが…。

A4 産前産後期間は、他の免除制度とは異なり付加保険料を納付できません。

Q5 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は戻ってきますか？

A5 保険料を前納されている場合、支払った保険料は全額還付（返金）されます。

手続きに必要なもの

1 申出書

日本年金機構ホームページ [国民年金被保険者関係届書 (申出書)] からいつでもダウンロードし、利用できます。年金事務所または、市区町村の国民年金担当窓口へ備え付けています。

- 個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について
届出者本人が窓口で届書を提出の場合、個人番号カード（マイナンバーカード）を提示ください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示ください。
- ①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
 - ②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど
- なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの両面または①および②のコピーを添付してください。

2 母子健康手帳など^{※1}（出産後は、市区町村で確認ができるため不要です）^{※2}

- ※1 郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。
- ※2 別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

【国民年金被保険者関係届書(申出書)】
緑枠が、記入箇所になります。

事務連絡
平成 30 年 11 月 8 日

都道府県
各保健所設置市 母子保健主管部（局）御中
特別区

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産前産後期間に係る国民年金保険料の免除の周知について（協力依頼）

母子保健行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省年金局事業管理課長より、産前産後期間に係る国民年金保険料の免除（以下、「産前産後免除」という。）の周知について、別添のとおり事務連絡が発出され、日本年金機構から、管轄地域にある市区町村窓口に対して、リーフレットやポスターが配布されます。

つきましては、市区町村の担当部署においては、市区町村窓口にて産前産後免除制度のリーフレットの設置やポスターの掲示、また、母子健康手帳の交付の際にリーフレットを配布し、産前産後免除制度について周知を行っていただくようご協力をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村（保健所設置市・特別区を除く）及び医療機関等関係機関への周知につきご配慮いただきますようお願いいたします。